

生物多様性と事業活動

私たちの生活を維持する上でなくてはならない生物多様性。事業活動もまた、生物多様性と深い関わりがあります。

事業と生物多様性の関わり方の例

事業者が生物多様性に取り組むことが求められている理由の一つが、どのような業種の事業者でも少なからず生物多様性との関わりを持っていることにあります。

例えば、どのような事業者であっても、事業敷地の開発などの土地利用による生物の生息地の改変や、資源や商品の輸送時の移動に伴う外来生物の移動や排ガスによる気候変動などとは無関係ではないでしょう。

一見関係のないような金融業であっても、投資先の事業者と生物多様性との関わりを考えれば、間接的に影響を及ぼしていることになります。



事業敷地の開発などの土地利用
→ 生物の生息地の改変



資源や商品の輸送時の移動
→ 外来生物の移動、
排ガスによる気候変動



→ 投資先の事業者と生物多様性との関わり

ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて

「ネイチャーポジティブ経済の実現」は、ネイチャーポジティブの実現に向けた5つの基本戦略の一つで、事業活動との関わりも深いものです。

ネイチャーポジティブ経済とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済」のことです。そのような理念の下での経営を「ネイチャーポジティブ経営」とも言います。世界経済フォーラム（WEF）が2020年に発表した報告書では、ネイチャーポジティブ経済に移行することで2030年までに3億9500万人の雇用創出と年間約1070兆円規模のビジネスチャンスが見込めると指摘しています。

ネイチャーポジティブ経済の実現は、生物多様性の保全や持続可能な社会の実現に資するだけでなく、大きなビジネスチャンスでもあるのです。



ネイチャーポジティブ移行戦略（2024年4月）

日本では、2024年4月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が連名で「ネイチャーポジティブ移行戦略」を公表しました。本戦略は、自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題として位置付ける経営への移行に関する国の施策を具体化したものです。

環境省は、日本においてネイチャーポジティブ経済への移行により生まれる事業機会の規模は2030年時点で約47兆円と試算しています。



事業者が生物多様性に取り組む理由

事業者が生物多様性に取り組む理由は、大きく二つ挙げられます。

一つ目が、リスクへの対処です。今後生物多様性が損なわれることで、原材料不足や調達コストの増大が生じる恐れがあります。それが顕在化・長期化すれば、事業活動の存続が危ぶまれます。また、事業活動による生物多様性への悪影響が顕在化することにより企業ブランドのイメージ低下に繋がる恐れもあります。

二つ目が、チャンスへの適応です。生物多様性への社会的な認識が高まる中で、積極的な取り組みは企業価値向上や同業他社との差別化に繋がります。また、近年ESG投資が広がりを見せる中では投資家へのアピールにもつながります。

① リスクへの対処：生物多様性に配慮しないと・・・



② チャンスへの適応：生物多様性に配慮すると・・・



事業者の生物多様性に関する取組のこれまでとこれから

これまで、事業者による生物多様性に関する取組は、CSR活動がメインでした。しかし、今後は、CSR活動による取組みに加え、事業活動の中でも生物多様性への配慮を取り入れていくことが必要です。

事業活動の中での生物多様性の配慮に向けたプロセス

事業活動の中で生物多様性へ配慮しようとする場合、まずは自社と生物多様性との関わりについて整理することが必要です。また、関わりを考える上では、サプライチェーンの上流から下流まで含めて考えることが大切です。下記に挙げた例のように、様々な観点から、生物多様性に配慮することが可能です。

原材料の調達・生物資源の利用

資源利用量の低減

調達方針・基準に生物多様性への配慮

外来種の利用回避・適切な管理

生産・加工

廃棄物の減量

リサイクルの推進

認証商品の利用促進

輸送

外来生物の移動、侵入を防ぐ

販売

生物多様性に配慮した
製品やサービスの販売量増加

土地利用・開発

生物多様性への影響評価

開発の回避等の影響の回避・低減

保有地の管理

外来種の導入を行わない

研究開発

生物多様性を与える影響が

小さい製品・サービス

生産方法や工法の研究開発

投融資

審査基準に生物多様性の
観点を組み込む

取組の目標や計画設定の参考となる枠組

自社と生物多様性との関わりを整理した後は、取組の目標と計画を設定し、計画の実施、定期的なモニタリング・計画の見直しに繋げていきます。分析や取組の目標設定の参考となる枠組みの代表的なものに**TNFD**や**SBTs for Nature**が挙げられます。

TNFD 自然関連財務情報開示タスクフォース

Taskforce on Nature-related Financial Disclosure

TNFDとは、企業や金融機関が自然への依存度や影響を評価、管理、報告するための枠組みを検討するための国際的な組織です。自然関連のリスクの測定・公表により、世界の資金の流れをネイチャーポジティブに移行させることを目指しています。TCFD（気候関連の財務情報の開示に関するタスクフォース）に続く枠組として2019年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想されました。

開示推奨項目として「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクト管理」「指標と目標」を挙げているほか、情報開示までのプロセスとして、LEAPアプローチというフレームワークを提示しています。

SBTs for Nature 自然に関する科学に基づく目標設定

Science Based Targets for Nature

バリューチェーン上の陸域・淡水域・海洋が相互に関連するシステムに関して、事業者等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最新の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標です。目標設定までの5つのステップを掲げています。

事業者の取組事例

事業者の生物多様性保全への取組事例について、CSR活動、事業活動それぞれにおける取組事例や、自然共生サイトへの登録事例、TNFDを活用した情報開示事例をご紹介します。

CSR活動における生物多様性活動事例

代表的なものが、事業敷地内外を活用したビオトープ整備の取組です。
ビオトープを活用して、地域の希少生物や生態系を保全したり、地域住民と自然とのふれあいの場を提供しています。



写真・情報提供：南海電鉄株式会社
パナソニックホームズ株式会社

事業活動における生物多様性活動事例

例えば、製菓業では和菓子の原材料である栗の自家栽培を行うとともに、栗園の草刈り等の維持管理を行うことで里山環境を維持し、希少生物に生息場所を提供するなど、生物多様性に配慮した取り組みが実施されています。



写真・情報提供：御菓子司 津村屋

生物多様性の保全に向けた取組

自然共生サイト登録事例

大阪府内では表に示すように、事業敷地内外を活用した9か所が、2024年10月時点で自然共生サイトに登録されています。

サイト名	申請者
新梅田シティ 新・里山	積水ハウス(株)
新ダイビル堂島の杜	ダイビル(株)
関西国際空港島 人工護岸 藻場サイト	関西エアポート(株)
阪南セブンの海の森	(一財)セブン-イレブン記念財団
ドコモ泉南堀河(せんなんほりご)の森	株式会社NTTドコモ
多奈川ビオトープ	日本ビオトープ管理士会 近畿支部
大阪梅田ツインタワーズ・サウス	阪神電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪急阪神不動産株式会社 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 阪神園芸株式会社
堺第7-3区 共生の森	大阪府
おおさか環農水研生物多様性センター	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所

TNFDを活用した情報開示

TNFDを活用した情報開示については、2025年までにTNFDに沿った情報開示を開始することを約束した事業者は2024年10月現在、日本で125事業者*あります。大阪府に本社やグループ会社を有する事業者でも、取組が進んでいます。

*2024年10月時点 Taskforce on Nature-related Financial Disclosures HPより



積水ハウス株式会社



キリンホールディングス株式会社

もっと知りたい: ◎おおさか生物多様性応援宣言

<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/seibututayousei/ouensengen.html>

◎おおさか生物多様性パートナー協定

<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/tayouseipartner/index.html>

◎冊子「大阪で生物多様性についての取り組みをはじめませんか」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21489/00000000/2016guidebook.pdf>

◎生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)-ネイチャーポジティブ経営に向けて-

<https://www.env.go.jp/content/000125803.pdf>